

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の令和5年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2) 195,818 千円
 (歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 2,217,018 千円

(単位:千円)

事業名			令和5年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳					
国による分類 (※1)	目	事業名等		特定財源			一般財源		
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	27,483	2,571	0	1	4,263	20,648	
		福祉医療事業	44,914	21,509	0	0	4,005	19,400	
		障がい者福祉推進事業	498,429	317,902	0	0	30,890	149,637	
	老人福祉費	在宅福祉事業	154	0	0	0	26	128	
		施設福祉事業	227	0	0	0	39	188	
		老人福祉推進事業	5,786	291	0	1,078	756	3,661	
		老人医療事業(※5)	199,513	538	0	518	33,958	164,499	
		介護保険関連事業(※6)	310	235	0	0	13	62	
		老人福祉センター管理運営経費	120	0	0	3	20	97	
	児童福祉総務費	認可外保育所助成事業	600	0	0	0	103	497	
		児童手当支給事業	296,005	256,102	0	0	6,828	33,075	
		ひとり親家庭支援事業	912	0	0	0	156	756	
		児童福祉推進事業	17,650	2,869	0	0	2,529	12,252	
		子育て支援医療費助成事業	65,000	23,260	0	0	7,142	34,598	
	保育所費	地域子ども・子育て支援事業	16,901	5,498	0	0	1,951	9,452	
		民間保育所等運営支援事業	316,973	189,652	0	30,770	16,521	80,030	
		保育所管理運営事業	226,159	1,995	0	79,236	24,799	120,129	
		小計	1,717,136	822,422	0	111,606	133,999	649,109	
	社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	72,940	54,704	0	0	3,120	15,116
		老人福祉費	介護保険事業特別会計繰出金	210,439	14,845	0	0	33,468	162,126
後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金			49,103	32,470	0	0	2,846	13,787	
		小計	332,482	102,019	0	0	39,435	191,028	
保健衛生	予防費	予防接種事業	74,750	4,024	0	0	12,102	58,624	
		成人保健対策事業	19,429	333	0	185	3,236	15,675	
	保健センター費	母子保健対策事業	50,524	22,775	0	3	4,748	22,998	
		健康づくり・地域医療対策事業	6,155	0	0	0	1,053	5,102	
		健康診査事業	16,542	311	0	8,952	1,246	6,033	
		小計	167,400	27,443	0	9,140	22,384	108,433	
	合計	2,217,018	951,884	0	120,746	195,818	948,570		

※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

国による分類 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など

国による分類 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和5年度予算額の22分の12に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。